

平成18年9月21日

本日、ここに平成18年全国証券大会を開催するに当たり、与謝野金融担当大臣、福井日本銀行総裁、勝俣日本経済団体連合会副会長をはじめ、御来賓の皆様方には、御多忙のところ多数の御臨席を賜わり、厚く御礼申し上げます。

これより、御来賓の方々から御高話を拝聴し、私どもの貴重な指針といたしたいと存じますが、主催団体を代表し、一言、御挨拶を申し上げます。

お手元の「所信」をご確認いただきながら、お聞き取りいただきたいと存じます。

まず、最近の我が国経済でございますが、政府による構造改革の進展に加えて、企業及び家計部門の不断の努力により、長い低迷の時期から抜け出して着実に回復しており、ようやく未来への明るい展望が持てる状況となったと考えられます。

こうした中、人口減少・少子高齢化社会の到来や加速する経済のグローバル化への対応などの課題がありますが、その解決には、持続的かつ安定した経済成長が必要であり、そのためには「躍動感に満ちた活力のある証券市場」を構築し、維持していかなければなりません。

本日は、こうした認識の下、「『貯蓄から投資へ』の流れを加速・確実なものとする」、「公正で透明性が高く信頼のできる証券市場を確立する」ため、私どもが抱える課題と取組について、申し上げます。

まず、「『貯蓄から投資へ』の流れを加速・確実なものとするための基盤整備」について、申し上げます。

その第1は、平成19年度税制改正要望であります。

現在、個人投資家の上場株式・株式投資信託の譲渡益及び配当金等に対する税率については、平成15年度改正により、5年間の時限措置として、10%に軽減されております。

これらの軽減措置は、証券市場のより一層の活性化、「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするための重要なインフラであります。

最近の株式市場は、ようやく活力を取り戻し、個人株主数は増加基調にあり、個人投資家の株式の売買高や全体に占める個人の割合が増えておりますが、約1,500兆円の我が国の個人金融資産に占める株式及び株式投資信託の保有割合は11%にすぎず米国の28%やドイツの19%を大きく下回っており、「貯蓄から投資へ」の流れが定着したとはいいがたい状況にあります。

また、60歳以上の世代が個人金融資産の約5割強を保有しておりますが、これら高齢者層は貯蓄重視、リスクを回避する傾向にあり、今後の本格的な超高齢化社会では、退職後の長い期間の生活を支える資金の源として、個人が株式等を保有しその利益を長期間享受できる流れを作る必要があります。

証券業協会が、この6月に実施した個人投資家の証券税制に関する意識調査では、上場株式の譲渡益・配当金等の10%の軽減措置について、約7割強の個人投資家の方が「延長すべきである・必要である」と回答されております。また、半数以上の個人投資家の方が、これらの軽減措置が終了となった場合、「投資方針にマイナスの影響がある」と回答されております。

さらに、証券業協会が外部の調査研究機関に委託した実証研究では、上場株式の譲渡益の10%の軽減措置は、個人投資家の株式取引を活性化させ、仮に、軽減措置が廃止された場合には、駆け込みで株式の売却が起こる可能性もあるとの研究結果が報告されております。

こうした状況から見れば、証券市場のより一層の活性化、「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするためには、上場株式・株式投資信託の譲渡益及び配当金等の軽減措置の継続は不可欠であります。また、個人投資家が、より一層「投資」を行いやすくするためには、金融所得全般に対する一体化課税を推進する必要があり、平成19年度税制改正要望に当たっては、これら措置の実現に向けて全力をあげて取り組んでまいります。

第2は、金融経済教育の推進であります。今後本格的に到来する少子・高齢化社会では、個人にとって、資産運用のニーズ・重要性は高まり、自らがリスクとリターンを選択し、将来のマネープランをデザインするための金融知識の習得は不可欠なものとなってきております。

証券界では、10月4日を「証券投資の日」と定め、広く一般・社会の方を対象に証券投資の普及・啓発活動を展開するとともに、次世代を担う中学校・高等学校の生徒や先生方を対象とした投資教育に取り組んでおります。引き続き、広く個人の証券市場への参加を促し、自立した個人投資家の育成を支援するため、政府及び関係機関と連携し、学校教育及び生涯教育など幅広い機会において金融経済教育を強力に推進してまいります。

第3は、証券投資の促進及び発行会社への要請であります。証券市場の活性化のためには、何よりも個人投資家にとって証券市場をより身近なものとし、投資商品そのものの魅力を高めていく必要があります。そのため、証券投資信託やJ-REIT等の投資信託を中心として、広範なニーズに応える商品の開発・提供に努めてまいります。

また、株式の投資魅力の向上のため、発行会社に対して、引き続き、コーポレート・ガバナンスの充実・強化や、株主・投資家に対する情報開示、IR活動の推進等を求めてまいりたいと存じます。

第4は、金融商品取引法の施行に向けた対応であります。

来年夏にも施行される「金融商品取引法」は、幅広い金融・投資商品を包括的・横断的に規制しようとするもので、投資者の利用、市場参加を促進し、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しするための重要なインフラであります。証券界といたしましては、金融商品取引法の「利用者保護ルールの徹底」、「金融イノベーションの促進」という基本的な考えに基づき、自主規制ルールの整備及びエンフォースメント体制の充実・強化等の市場インフラの整備に取り組むとともに、新しい金融商品・サービスの開発・提供に努めてまいります。

続きまして、「公正で透明性が高く信頼のできる証券市場の確立に向け

た基盤整備」について、申し上げます。

その第1は、市場仲介機能の充実・強化であります。

証券市場の一層の活性化のためには、公正で透明な証券市場を確立し投資家の信頼の維持・向上を図ることが不可欠であり、証券会社は、コンプライアンス態勢の強化はもとより、市場仲介者としてのオペレーションの信頼性の向上、発行体及び投資家に対するチェック機能の発揮、市場プレイヤーとしての自己規律の確立が求められております。

証券界といたしましては、こうした市場仲介機能の充実・強化に向けて、自主規制ルール及び倫理規範の整備等を推進いたします。

第2は、証券市場全体のシステムの共通基盤の整備に向けた取組であります。

証券会社と証券取引所との間のシステムは、投資家が安心して取引を行うための重要なインフラであり、インターネット取引の急速な普及、多様化・複雑化する取引への対応やその信頼性の確保が極めて重要な課題となっております。こうした認識の下、証券業協会及び証券取引所は、証券市場全体としての効率性・信頼性の向上が図られるよう、証券会社と証券取引所間のシステムの標準化・共通化・共同利用化に向けた具体策を取りまとめ、推進いたします。

第3は、証券市場全体のBCP（事業継続体制）の整備であります。

大規模地震やテロなどが発生した際に、証券市場の機能の継続性が確保されない場合には、我が国経済・資本市場や内外の投資家にとって重大な支障、影響が及ぶものと予測されます。

証券界では、従来から取り組んでまいりました証券会社各社のBCPの着実な進捗を図るとともに、証券取引所及び関係機関と連携し、証券市場全体・証券取引所等の中核機能の継続性の確保に向け、必要な体制整備を進めてまいります。

最後に、株券の電子化（ペーパーレス化）への対応であります。

有価証券の電子化の総仕上げともいうべき株券の電子化が、平成21年1月に予定されております。

株券の電子化は、発行や決済に係るコスト・リスクの削減、取引の安全性や利便性の向上につながり、投資家及び市場関係者にとって、そのメリットは大きいものであります。証券界といたしましては、この株券の電子化の円滑な移行を確保するため、引き続き、株券の証券会社、証券保管振替機構への預託促進のための周知・広報活動を強力に推進するとともに、取引ルール・システム面の整備など対応に万全を期してまいります。

改めて申し上げるまでもなく、証券界は、ただ今申し上げました課題に全力をあげて取り組んでまいる所存であり、これまで以上に、証券市場の活性化、さらなる経済発展に貢献してまいりたいと考えております。御来賓各位におかれましても、引き続き、我々の取組に対し、より一層の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の挨拶とさせていただきます。御清聴いただきまして誠にありがとうございました。

以 上